

第 9 回 上 島 合 併 協 議 会						
開 催 年 月 日	平成15年12月10日（水）					
開 催 場 所	弓削町総合庁舎 3階大会議室					
開 会	午後2時15分					
出 席 委 員	1	会長 木下 良一	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長 佐伯 真登	5	委員 原山 公男	6	委員 田名後 豊重
	7	委員 泉原 光雄	8	委員 土居 計彦	9	委員 横川 武広
	10	委員 林 栄一	11	委員 大林 清孝	12	委員 毎木 正博
	13	委員 濱田 光	14	委員 沼田 裕章	15	委員 松原 彌一
	16	委員 児玉 幸治郎	17	委員 村瀬 忍	18	委員 加登 まゆみ
	19	委員 池本 福治	20	委員 村上 京子	21	委員 澤田 年光
	22	委員 西村 孝子	23	委員 大林 貞光	24	委員 森山 月美
	25	委員 相原 博昭				
その他出席者	1	幹事会委員 柏原 泰彦	2	幹事会委員 益崎 徹造	3	幹事会委員 林 正城
	4	幹事会委員 植田 正美				
欠 席 者	1	委員 島根 亀夫	2	委員 森本 義之	3	委員 加納 清二
	4	委員 横井 昇一				
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 森本 英隆
	4	局員 梨木 善彦	5	局員 山本 勝幸		
議 事	(1) 協議会会議録署名人の選任について (2) 報告事項 ① 事務局報告 ② 幹事会報告 (3) 議決事項 議案第10号 平成15年度上島合併協議会補正予算（第1号）について (4) 協議事項 ① 協議項目第 15号 一部事務組合の取扱い（その2）について ② 協議項目第 21-号 各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて ③ 協議項目第 21-号 各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて ④ 協議項目第 21-号 各種事務事業（その他福祉事業）の取扱いについて ⑤ 協議項目第 21-号 各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて ⑥ 協議項目第 21-号 各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて ⑦ 協議項目第 21-号 各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて					
閉 会	午後3時20分					

松崎事務局長	只今より、第9回上島合併協議会を開催致します。 まず、本日の会が委員29名のうち25名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、規約第10条第1項の規定によりまして、過半数以上の出席がありますので、成立することを報告しておきます。 それでは、早速、議事に入りたいと存じますが、ここからは規約第10条第2項の定めるところによりまして、これからの議事の進行につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。会長、お願い致します。
木下会長	委員の皆様には、師走に入りまして何かとご多用中のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。合併の協議も皆様のご理解とご尽力によりまして、目標に向けてだんだんと大詰めに近づいております。 現在、国の地方制度調査会の方針や三位一体の財政改革のあり方と、いろいろと気にかかるものもありますけれど、我々上島町の将来を描くためには、夢と希望をもって乗り越えなければなりません。そして、各地域の個性を尊重し、その価値観を共有するためには、相対的な視野にたって「我田引水」でなく「皆田引水」、これは私の造語であります、その精神が必要大切ではないかと思ひます。お互いに、守るべきは守り、変えるべきは変えると、しっかりした認識に立ちまして、品格と見識のある努力をしなければと思ひておるところでございます。皆様のご理解とご配慮、よろしくお願ひ申し上げます。 それから、先月15日に開催致しました「上島の未来を考えるフォーラム」、県が作ってくれましたこういうものがお手元にあるかと思ひますが、無事、盛会に実施することができました。皆様のご配慮、ご協力に厚くお礼を申し上げます。また、子供たちの意見発表によります「上島の夢・私の夢」、これらを我々も大切に、よく心して努めなければというふうにお思ひしております。 それから、県の重要施策の最重点項目の一つであります上島架橋につきまして、先月28日、野間、関谷、村上先生に同行していただきまして、新規事業化について国土交通省への要望を行いました。今回は、石原大臣にも短時間ではありますが面会できました。大臣はじめ、それぞれ要職の方々に地域の実情を伝え、陳情致しましたが、今までにない良い感触でありました。補助金の削減と厳しい現状にあつて、なお樂觀は許されませんが、大きく期待して、さらに引き続き努力をしたいと思ひておるところでございます。 それでは以上報告を致しまして、配布しております会議資料の議題によりまして協議を進めて参りたいと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。 議題に入ります。はじめに協議会会議録署名人の選任についてであります。

梨木事務局員	すが、弓削町の児玉委員、生名村の横川委員、お願い致します。 2 番目の報告事項であります。事務局報告からお願い致します。 それでは、事務局報告を行います。資料の 1 ページをお開きください。 (1) の事務事業一元化業務についてですが、事務局におきまして、次の住民、高齢者、産業、建設、会計分科会、教育部会から提出のありました一元化調書を調整しまして、第 15 回の幹事会へ提案しました。 続きまして、(2) の各種打ち合わせ会ですが、電算統合に向け、協議検討を重ねて参りました。各町村の担当職員が寄りまして、今治地方情報センターとの打ち合わせ会を随時行っているところでございます。 最後に、平成 15 年 11 月 15 日土曜日に、約 330 人参集のもと、「上島の未来を考えるフォーラム」を開催致しました。内容につきましては、本日配布しております「上島地域の未来へ向けて」という A3 カラー版をお読みになっていただけたらと思います。 以上で、事務局報告を終わります。
木下会長	それでは続きまして、幹事会報告をお願いします。
大船事務局次長	それでは、第 14 回、第 15 回の幹事会報告を致します。資料の 2 ページをご覧ください。 まず、第 14 回目の幹事会を 11 月 11 日午前 9 時 10 分から、弓削町総合庁舎 3 階第 1 会議室で、幹事 7 名、事務局 4 名、計 11 名が集まり行いました。 内容としましては、まず最初に、県において構築中の電子申請受付システムについて、弓削町企画課長より説明を致しまして、システムの詳細設計費用の負担金として、16 年度の当初予算に弓削町 11 万 8 千円、生名村 11 万円、岩城村 11 万 1 千円、魚島村 10 万 1 千円、計上することと致しました。 次に、企画分科会プロジェクトで検討中の電算ネットワークの統合について、今治情報センター担当者より説明があり、ネットワークの接続形態は、弓削町から直接各支所を結ぶスター型若しくは、魚島、弓削、生名、岩城の順番で結ぶ直列型とし、ダークファイバー及び専用線で結ぶことと致しました。 また、サーバ室については、弓削町役場 2 階資料室、または上島上水道企業団の 2 階か 3 階を利用する方向で検討することと致しました。 また、来年の 4 月 24 日から広域ネットワークが運用開始の予定ですが、現在、各担当者が協議しており、大分まとまってきましたが、その統合に係る費用としては、協議前と比較して 15 年度は 3,650 万円、16 年度は 1,900 万円程度増額となります。

	次に、事務事業一元化調書について、前回に引き続き、事務局で作成の「事務事業一元化調書」を基に協議致しました。 続いて、第15回の幹事会について報告致します。次のページをご覧ください。第15回目の幹事会を12月2日午後2時10分から、弓削町総合庁舎3階第1会議室で、幹事8名、事務局5名の計13名が集まり行いました。 内容としまして、今日の協議会に提案する議題について協議調整を行い、まず最初に、報告事項として事務局報告、幹事会報告2件の報告を、議決事項として、平成15年度上島合併協議会補正予算（第1号）について、また、協議事項として、一部事務組合の取扱い（その2）について、各種事務事業（障害者福祉事業、児童福祉事業、その他福祉事業、建設関係事業、学校教育事業、社会教育事業）の取扱いについての7件を提案することと致しました。 また、電算ネットワーク統合に伴うサーバ室の位置については、セキュリティ及び運用の利便性を考えた上で、弓削町役場2階、現在のサーバ室と資料室を利用することと致しました。 以上で第14回、15回の幹事会報告を終わります。
木下会長	事務局報告と幹事会報告が終わりました。 続きまして、（3）の議決事項、議案第10号、平成15年度上島合併協議会補正予算（第1号）について、お諮り致します。説明をお願いします。
松崎事務局長	それでは、平成15年度上島合併協議会補正予算（第1号）について説明致します。資料の6ページをお開きください。 平成15年度上島合併協議会補正予算。平成15年度上島合併協議会の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,320万円とする。第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正による」としております。 それでは、事項別明細書によりまして説明致しますので、資料の10ページをお開きください。 まず、歳入でございますが、各町村の負担金80万円の4ヶ町村分、320万円をもって今回の補正の財源と致します。 次に、歳出の説明をしますので、資料の11ページをお開きください。1款運営費、1項会議費、1目会議費の11節、需用費36万8千円でございますが、これは3月に予定しております合併調印式のメイン看板、町

	村旗、リボン等の消耗品でございます。14節、使用料及び賃借料の23万7千円は事後補正となりますが、11月15日開催の「上島の未来を考えるフォーラム」の別船代及び音響・照明の借上げ料でございます。 資料の12ページをお開きください。1款運営費、2項事務費、11節需用費、43万6千円は主にコピー代でございます。会議資料等、コピー代が大変増えております。2款事業費、1項事業推進費、1事業推進費、11節需用費は、調印式の協定書等の印刷代37万6,425円と、フォーラムの看板、それからチラシの印刷代にそれぞれ11万3,400円、6万8,250円の55万9,000円を計上してございます。13節の委託料は、防災行政無線統合に係る実施設計の委託料160万円を計上しております。前回の合併協議会の幹事会報告でも報告しておりますが、各町村の防災行政無線は、合併までに統合することが義務付けられております。今年度、実施設計を行い、16年度工事を行う予定にしております。以上、歳出合計320万円を計上しております。 簡単ですが、説明を終わります。
木下会長	補正予算の説明が終わりました。質疑を行います。何か質疑はございませんか。 特にないようでございますので、討論を省略して採決致します。議案第10号、平成15年度上島合併協議会補正予算（第1号）について、賛成の方は挙手願います。 全員賛成でございます。よって、議案第10号は可決決定されました。 続いて、第4の協議事項に入ります。 それでは、はじめに協議項目第15号、一部事務組合の取扱い（その2）についてを協議致します。説明をお願いします。
松崎事務局長	一部事務組合の取扱いについて、それでは説明致します。前回やっております、残ってございました、1、越智郡老人ホーム組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち特別養護老人ホーム「海光園」に係る事務については、新町において行うものとする。なお、当該組合のうち特別養護老人ホーム「海光園」の事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。2、越智郡島部消防事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、当該組合の事務のうち4ヶ町村に係る消防事務については、新町において行うものとする。なお、当該組合のうち4ヶ町村の消防事務に係る職員及び財産については、組合関係町村の協議により新町において受け継ぐものとする。というふうにしております。 それで、1の老人ホーム組合についてですが、前回、老人ホーム組合につきましては、検討結果についてということで報告してございましたが、

木下会長	このことについては、問題があるので先延ばしにしておきますということでしたが、前回の協議会で報告したとおりとなりましたので、このまま確認をしていただいたらというふうに思っております。 それと、2の島部消防事務組合につきましては、（木下会長に）お願いします。 消防事務組合の問題についてであります。前回延ばしまして、実は消防庁の方から常備消防の設置についていろいろ問題がありました。先般、県の方で消防庁と協議致しまして了解ができておったわけですが、その後、また消防庁からいろいろ問題が提示されまして、これを解決しないと今日の確認に至りませんので、この一部事務組合の取扱い（その2）について、老人ホームの方は本日確認していただく、消防事務組合の関係につきましては今回も次に延ばすということをお願い致したいと思えます。だいたい話がついたので今日確認するつもりでしたが、そういう事情でございますのでご理解いただきたいと思います。 何かご意見、ございましょうか。 それでは、確認致したいと思えます。一部事務組合の取扱い（その2）につきましては、1の老人ホーム組合については本日このとおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、という声あり。
木下会長	それではご異議ないものと認め、1につきましてはこのとおり確認致します。従いまして2の消防事務組合につきましては、次回に延ばします。 続いて、協議項目第21号、各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについてを協議致します。説明してください。
森本事務局員	それでは、資料の19ページの方をお開きください。 協議項目第21の各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについてでございますが、ここで1箇所訂正をお願い致します。四角の枠の中の「1、新町において、障害者基本計画…」とありますけども、基本という言葉削除していただいて、障害者計画としてください。 それでは改めまして、各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについて提出する。1、新町において、障害者計画を策定し、住民福祉の向上を図るため、サービス事業の充実に努めるものとする。障害者計画とは、国が策定する障害者基本計画に対し、県や市町村に策定努力が義務付けられたものでございます。資料の26ページの方をご覧ください。平成5年、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため「障害者基本法」が施行され、この法律において、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進

	するために、国に障害者基本計画の策定が義務づけられ、地方自治体については障害者計画の策定努力義務が明記されました。また、精神障害者の障害者としての位置づけが明確化されております。これらのことから新町では、合併後5年以内を目途に障害者計画を策定することとしたものでございます。 続いて、元の19ページの方でございしますが、2、国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。次のページから各種福祉事業を掲載してございますけれども、国や県の補助事業は、23ページまで網羅しておりますけれども、各町村とも同一制度で実施している事務がほとんどでございしますので、新町に引き継ぐこととし、特に問題は無かろうかと思います。 3、町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。24ページ以下が町村の事業でございしますが、その中で、心身障害者福祉年金につきましては、町村で金額等で差異が見られますので、調整をすることとしております。なお、合併年度は、旧町村のままで行くことにしております。その他については差異はございませんので、現行のとおり引き継ぐこととしております。 以上、簡単でございしますが説明を終わります。
木下会長	この取扱いにつきまして、何か質疑、ご意見ございますか。 特にないようでございしますので、各種事務事業（障害者福祉事業）の取扱いについては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、の声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって、協議項目第21号の障害者福祉事業につきましては、原案どおり確認されました。 続きまして、協議項目第21号の児童福祉事業の取扱いについてを協議致します。説明してください。
森本事務局員	それでは、資料の28ページの方をお開きください。 協議項目第21の各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについてをご説明致します。 ここでも恐れ入りますが、1箇所訂正をお願い致します。四角の枠の中「1、児童育児計画については、…」とございますけれども、育児を育成に修正していただきたいと思います。 各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて提出する。1、児童育成計画については、現行の計画及び地域の実情を考慮し、新町において新

	たに策定するものとする。この児童育成計画というのは、国のエンゼルプランに基づき、市町村での子育て支援推進計画を策定するというものでございます。少子高齢化をはじめ、核家族の増加や女性の社会進出、完全学校週5日制の実施など、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育てに関する行政サービスのニーズも変わってきており、これらに対応するため、保育サービスや放課後児童対策など子育て支援施策を総合的に推進する計画を策定します。 2、国又は県等の制度について実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。これは、29ページの児童手当から31ページの母子福祉貸付資金までが該当します。掲載しております児童手当や児童扶養手当等は、国の福祉制度でございますが、乳幼児・母子家庭の医療費助成などが県の福祉制度でございます。各町村については、制度の摘要は同一でありますので、そのまま新町に引き継ぐということにしております。 3、町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。これには、31ページの母子家庭小口資金貸付や32ページの母子家庭福祉手当などの事業が該当しますが、弓削町の例を基本に調整することとしております。 4、保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。保育所関係につきましては、住民との関わりも深いことと思いますので、資料と致しまして33ページから37ページまで調整方針を記載してございます。保育料につきましては、先ほど申したとおり合併後に調整し、保育時間等につきましては、当面現行のとおりと致しております。 また、サービス内容につきましては、乳児保育や障害児保育につきましては可能なかぎり合併時に統合し、そうでないものについては合併後に再編という調整内容でございます。 以上、簡単でございますが説明を終わります。 説明が終わりました。児童福祉事業の取扱いにつきまして、質疑、ご意見ございませんか。 特にないようでございますので、児童福祉事業の取扱いにつきましては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、の声あり。 異議なしと認めます。よって、児童福祉事業の取扱いにつきましては原案どおり確認されました。 続いて、協議項目第21号、各種事務事業（その他福祉事業）の取扱い
木下会長	
木下会長	

梨木事務局員	についてを協議致します。 それでは、資料４１ページの各種事務事業（その他福祉事業）の取扱いについて。 調整方針は、その他福祉事業については、これまでの実績を尊重し、新町全域の均衡に配慮して調整するものとする。という調整方針を出しております。次の４２ページ、４３ページにその他福祉事業として戦没者追悼式（慰霊祭）、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付事業における４ヶ町村の現況及び調整内容を載せております。 戦没者追悼式事業を除くその他の事業につきましては、４ヶ町村とも差異がないので、すべて合併時に統合、同一制度により現行のとおり新町に引き継ぐように調整しております。 戦没者追悼式につきましては、合併後に再編、開催方法等については新町になってから調整するとの方針を出しております。 以上、簡単ですが説明を終わります。
木下会長	その他福祉事業の取扱いにつきまして、説明が終わりました。これにつきまして、何か質疑、ご意見ございませんか。 特にないようでございますので、その他福祉事業の取扱いにつきまして、原案どおり確認することにご異議ありませんか。 異議なし、の声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって、その他福祉事業の取扱いにつきましては、原案どおり確認されました。 続きまして、協議項目第２１号、各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについてを協議致します。
大船事務局次長	それでは説明致します。資料の４５ページをお開きください。 協議項目第２１号、各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて提出する。建設関係事業の調整方針としては、１、建設関係事業については、新町建設計画に基づき計画的に実施するものとし、継続事業については、引き続き実施するものとする。２、道路、港湾、漁港関係等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、維持管理については、合併時に統一する方向で調整するものとする。３、町村営住宅については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、引き続き適正な維持管理に努めるとともに、住宅供給の推進を図るものとする。 次のページをお開きください。まず、最初に４ヶ町村の町村道の現況が書いてあります。これらは全てそのまま新町に引き継ぐものとし、次のペ

木下会長	ージに書いてある維持管理の方法については、弓削町の例を基本に調整することと致しました。道路補助事業については、現在行っている事業は継続して実施し、計画中の事業については合併を視野に入れ再検討することと致しました。 次に、港湾については全て新町に引き継ぐこととし、補助事業については県管理港湾は現行のとおりとし、村管理港湾は完成しているため現状どおりとし、新町において全体計画を作成し、必要に応じて整備することと致しました。 また、漁港については全て新町に引き継ぐものとし、補助事業については実施中のものは継続し、新規事業については新町において調整することと致しました。 最後に、50ページの住宅については、現況のまま新町に引き継ぐこととし、補助事業については16年度要望事業は継続し、17年度以降の事業については新町で調整することとしました。 以上で、建設関係事業の取扱いについての説明を終わります。 説明が終わりました。この取扱いにつきまして、何か質疑、ご意見ございませんか。 特にないようでございますので、お諮り致します。各種事務事業（建設関係事業）の取扱いにつきましては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、の声あり。
木下会長	異議なしと認めます。よって、建設関係事業の取扱いにつきましては、原案どおり確認されました。 続いて、協議項目第21号、各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについてを協議致します。説明してください。
山本事務局員	それでは、説明致します。資料の55ページをお開きください。 協議項目第21号、各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて提出する。1、公立幼稚園、公立小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2、就学援助については、国の交付要綱に従い新町においても実施するものとする。3、学校給食については、当面現行のとおりとする。4、通学区域及びスクールバス運行については、現行のとおりとする。5、英語指導助手については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。6、奨学金貸付事業については、岩城村の例を基本に全域実施するものとする。という調整方針でございます。 56ページをお開きください。公立幼稚園でございますが、弓削町の1

	園しかございませんので、入園対象者を全域とし、現行のとおり新町に引き継ぐものとします。 次の公立小学校、次ページの公立中学校につきましては、通学区域も含めまして現行のとおり新町に引き継ぐものとします。 就学援助につきましては、4ヶ町村制度の相違はございませんので、国の交付要綱に従い新町においても引き続き実施することと致します。 58ページの学校給食でございますが、弓削町・岩城村については完全給食、生名村・魚島村についてはミルク給食と大きな違いがございますが、調理施設等の問題もあることから、当面は現行どおりとし、新町で統一実施に向け、検討することと致します。 59ページのスクールバス運行につきましては、当面現行のとおりとしております。 次の英語指導助手でございますが、現在4ヶ町村には各1名の外国青年を配置しております。離島同士の合併という事情を勘案し、外国語教育、国際教育の充実を図るため、現行のとおり校区で1名の配置を希望するよう調整するものでございます。 続きまして、60ページの奨学金貸付事業でございますが、貸付対象者は全域とし、当面現行のとおりとするものでございます。 以上、簡単ではございますが説明を終わります。
木下会長	説明が終わりました。学校教育事業の取扱いにつきまして、何か質疑、ご意見ございませんか。 はい、どうぞ。
林栄一委員	先ほどの事務の方から説明があったんですけれども、弓削町に幼稚園がございませぬ。あとの町村にはございませぬけれども。これは、今、少子化が進んでおる中で、内容を見ましたらですね、園児数が12人となっておりますね。これから先だんだん少子が進む中で、これを例えば生名とか岩城とか魚島から、この区域ですね、ありますけれども、可能であるというふうにいっておりますけれども、もうこれは保育所と幼稚園を早いうちにですね、一元化して欲しいと思います。
松崎事務局長	ただいまのことでございますが、これにつきまして次年度、幼稚園入園者が、今年度は十何人なんです、次年度は二十何人になる予定ではあるんですが、当然、各町村には保育所もあります。そういうことも合わせて新町において廃園と言うんですかね、そういうことも含めて新町において検討していったら良からうかというふうに、今考えております。今ただちに、この合併を期に廃園というのではなしに、新町において検討していったらというふうに思っております。

林栄一委員	私は「なくせ」というんではないんですよ。早い時期にこれを一元化して欲しいと言っておるわけです。
木下会長	早い時期というのは、いつのことですかね。
林栄一委員	まあ2、3年ですね。ということは、4ヶ町村が合併したときにですね、弓削だけにこういうのがあると、やっぱりどうしようもないわけなんですよ。いいよ、弓削へ来なさいと言ってくれましてもね、なかなか来れないわけなんですね。と言いますとね、これをずっと延び延びにしますと今現在28名ですか、5年生から上ですね、1年間だけですね、幼稚園に入るのは。そのところはっきりわからんのんです。あと同じようにはないでしょ。
松崎事務局長	はい、現状では就学前ですね。
木下会長	それでは、ちょっと文言が抜けているようなので、新町において存続等については十分検討すると、調整するということで付け加えたいと思いますが、よろうしゅうございますか。
林栄一委員	はい。それからですね、56ページですね。一番右側なんですね、「現行どおりとする。また、通学区域についても現行のとおりとする。」と書いておるところを、「通学区域については基本的には現行どおりとする。」というようにも。
松崎事務局長	この下の方の公立小学校なんですが、小学校は学校区が決まっておりますので、基本的に例えば区域ごとの通学なんで、文言はこのままになると思うんですけど。 ちょっと確認したいんですが、今言われた質問は、例えば岩城の子が、岩城の小学生が、生名の小学校に通うこともあるという想定での発言ですね。
林栄一委員	はい。
山本事務局員	今の件なんですが、校区を変えれないわけではないんですけども、基本的に部会の方で調整してありますのは、現在の小・中学校の校区をそのまま現状どおり新町に引き継ごうということで、島から島へ通うというのなかなか難しいと思いますので、現状で引き継ごうという調整で、ここに調整内容として上げております。

林栄一委員	多分これから先、岩城から弓削とか、生名とかへね、通学したい子が出てくると思うんですよ。そのための合併だと思うんです、4ヶ町村の。岩城がいいと（言う人と）、岩城はいかんと言う人もおるんですよ、今現在。
山本事務局員	今、手元に資料がないんですけれども、区域外就学という制度もございますので、そのへんの対応になってこようかと思ひます。
木下会長	それは協議会で決めるよりはですね、新町になってその状況によって特例的に認めるとかどうとか、いうようなことにした方が調整やりやすいんじゃないかと思ひますが。はじめから、どこへも行ってよろしいというのでは、どうも問題が残るんじゃないかと思ひんですが。
林栄一委員	わかりました。
木下会長	他に何かございせんか。
佐伯副会長	先ほどの幼稚園の問題でございすが、ああいうような説明をしてご納得だけたのでも、蛇足になりますけど、今、林委員さんがおっしゃるとおり幼保一元化というのは大きい問題になつとるわけですね。ですから、文部省が、今、文部科学省ですが幼稚園、厚生省の方が保育園というようにバラバラにあるわけなんですけれども、やはりこれまで子育てもなかなか経験がないから、保育園がむしろ保育にかける子どもだけでなく、どの子でも幼稚園のように受け入れてくれるようにしなければいけないというような声も出て、今、国の方でも検討しておるところでございすんで、さっき結論が出たように国の動きを見ながら、新町において検討するということになろうかと思ひます。蛇足ですが、ご参考までに。
松崎事務局長	それと再度確認なんですすが、先ほどの調整の文言の中で、55ページの1の公立幼稚園、公立小・中学校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、公立幼稚園の存続については、新町において検討する、という文言を付け加えるということで、よろしいございすでしょうか。
	はい、という声あり。
木下会長	他にございせんか。 ないようでございすので、お諮り致します。学校教育事業の取扱いにつきましては、1のところを文言を追加致しまして、原案どおり確認する

木下会長	ということでご異議ございませんか。 異議なし、の声あり。 よろしゅうございましょうか。 はい、という声あり。
木下会長	それでは、学校教育事業の取扱いにつきましては、一部追加致しまして、その他は原案どおり確認することに致します。 続きまして、協議項目第21号、各種事務事業（社会事務事業）の取扱いについてを協議します。説明願います。
山本事務局員	それでは説明致します。資料の62ページをお開きください。協議項目第21号、各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて提出する。1、公民館の所管区域については、現行のとおりとする。2、社会教育委員、公民館運営審議会、体育指導委員、文化財保護審議会については、新町において新たに設置するものとする。3、社会教育関係事業、各種講座、各種スポーツ大会については、当面現行のとおりとし、新町においてそれぞれの実情を踏まえて一元化を含め検討調整するものとする。4、人権教育・啓発については、それぞれの実情を考慮し、新町においても引き続き推進するものとする。5、各社会教育関係団体については、当面現行のとおりとし、速やかに連合組織等、統合する方向で調整に努めるものとする。6、社会体育施設については、現行のとおりとし、新町においても引き続き適切な管理運営に努めるものとする。7、指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。という調整方針でございます。 63ページをお開きください。公民館につきましては、現行どおりの所管区域とします。次の社会教育委員及び公民館運営審議会でございますが、弓削町の制度を基本としまして、合併時に再編致します。 64ページの社会教育関係事業及び各種講座につきましては、当面現行のとおりとしまして、新町において一元化を検討するものでございます。 次の人権教育から66ページの体育協会までの各種社会教育関係団体でございますが、当面は現行のとおりとしまして、合併後、連合組織設立の方向で関係者と協議するものでございます。 67ページの体育指導委員につきましては、弓削町の例を基本に合併後、速やかに再編するよう調整しております。 次の社会体育施設でございますが、各施設及び施設使用料につきましては、現行のとおり新町に引き継ぎまして、適切な管理運営に努めるものと致します。

	各種スポーツ大会につきましては、当面現行のとおりとしまして、新町において一元化を検討するものでございます。 68ページの文化財保護審査会等でございますが、弓削町を基本に検討し、新町で新たに設置するものでございます。 最後の指定文化財でございますが、それぞれの実情を踏まえまして、現行のとおり新町へ引き継ぐよう調整しております。 以上で、説明を終わります。
木下会長	説明が終わりましたが、社会教育事業の取扱いについて、何か質疑、ご意見ございますか。
佐伯副会長	はい。
木下会長	どうぞ。
佐伯副会長	この中で、魚島村の教育振興会というのが抜けているようでございますが、どういう取扱いになっているのか、ご説明をお願いしたいと思います。
松崎事務局長	事務局の方では、それはちょっと把握しておりません。担当者の方から一元化調書に出てきた団体の中には、教育振興会というのは入ってございませんでした。
佐伯副会長	魚島独自の学者一体の教育の団体でございますから。
松崎事務局長	一応、この下の個々の分の方には追加しておきたいと思います。基本的に現行のとおり引き継ぐと、新町において調整するということになっておりますので。
佐伯副会長	はい、了解。
木下会長	他にございませんか。
土居委員	はい、議長。
木下会長	はい。
土居委員	失礼します。ここの枠の中の1番の公民館の所管区域については、現行のとおりとする。というふうにあります。これは公民館の設備並びに職員を現行どおり当面置いておくということですかね。

山本事務局員	ここの方針につきましては、管轄する区域ということでございます。職員等の配置については、機構組織等でまだ決めておりますので、それをそのまま置くというのではなくして、現在の管轄している区域をそのまま引き継ぐというものでございます。
土居委員	それは、当面、合併時はその方がうまくいくのではないかとは思われますけども。その他の、あとの項目でですね、委員とか委員会とか審議会とかいう組織をですね、速やかに連合組織等、統合する方向で調整に努めるものとするというふうに、ほとんどの項目がそれに近い表現になっているので、公民館活動もですね、合併した後が社会教育活動をね、それぞれの旧町村のやり方で数年続けていくというのは良くないんですね、やはり統合を図るべき。速やかにね。速やかに統合を図って、旧町村のやってないものもですね、やっている所のいいところがあれば同じようにやっていくというふうにですね、枠を広げていってですね。これは所管区域も含めて速やかに統合を図ってですね、やっていくべきだと思いますが、この1のところに、統合する方向で調整に努めるというような表現が欲しいですが、いかがですかね。
松崎事務局長	ただいまのことなんですが、一応、各地区にあります公民館というのは、各地域のコミュニティの拠点となるものでございますので、今のままで良ろしかろうとは思っています。それと、総合所方式等との絡みもありますので、それぞれのところに置く必要はあろうかと思っています。ただし、業務内容につきましては、ある程度の統合というのもあり得るかもしれませんが、現状では各地区に置くべきだというふうに考えております。
土居委員	ですから、その公民館活動のね、目標というか推進していく事柄は、新町になったら一気に通間で揃えていかないといけないでしょう。それぞれで体育大会もやる、町民大会もやるというのはおかしいですね。だからそこに、所管区域については、現行のとおりとする。というのをね、なにか一言欲しいんですが。特に今ここで、という気持ちはないですけども、そうした方がうまくいくんじゃないかなという気が致します。
木下会長	活動の関係はですね、2に公民館運営審議会、新町において新たに設置するものとする。というようなことで、活動やら事業については統合されることになっております。ただ、そこを所管する事務所としての公民館はそれぞれの区域にそれぞれあるという考え方ですから、その点はいいいんじゃないですかね。

土居委員	地域ですね、活動の拠点になるというのは、当然そうでないといかんと思いますけれど。やはり、活動内容というか、についてはですね、この社会教育委員さん、公民館運営審議会委員さん、体育指導委員さん、この方達は当然合併後はですね、一元化された組織の中で計画を練り、実行していくのは当然だと思うんですけどね。だから、所管区域については、現行のとおりとする。というのは活動の拠点であって、基本的な推進項目は全町で共通したものをやっていくと、基本的には。そういう理解でよろしいですかね。
山本事務局員	そうですね。あと、この3番なんですが、社会教育関係事業等については一元化を含め、検討調整するものとするということでございますので、業務的なものは一元化できるものについては一元化していきますので、そういうことでよろしいかと思います。
土居委員	わかりました。
木下会長	他にございませんか。 ないようでございますので、お諮り致します。社会教育事業の取扱いにつきましては、原案どおり確認することにご異議ございませんか。 異議なし、の声あり。
木下会長	ご異議なしと認めます。よって、社会教育事業の取扱いにつきましては、原案どおり確認されました。 以上をもちまして、本日の協議につきましては全部終了致しました。これをもちまして閉会致します。どうもありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成15年 月 日

署名委員

署名委員